

# 個人の町・道民税の申告フローチャート

**スタート!**

下部の「所得税等の確定申告が必要な人」に該当しますか?

はい → 税務署・役場税務住民課・e-Taxなどで所得税等の確定申告を行ってください。所得税等の確定申告を行った場合、町・道民税の申告は必要ありません。

いいえ ↓

令和4年1月1日、下川町に住所(住民登録)がありましたか?

いいえ → 下川町への申告は必要ありません。(1月1日現在の住所地で申告してください)

はい ↓

令和3年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか?

いいえ → ※町・道民税は非課税になるため、町・道民税の申告は必要ありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

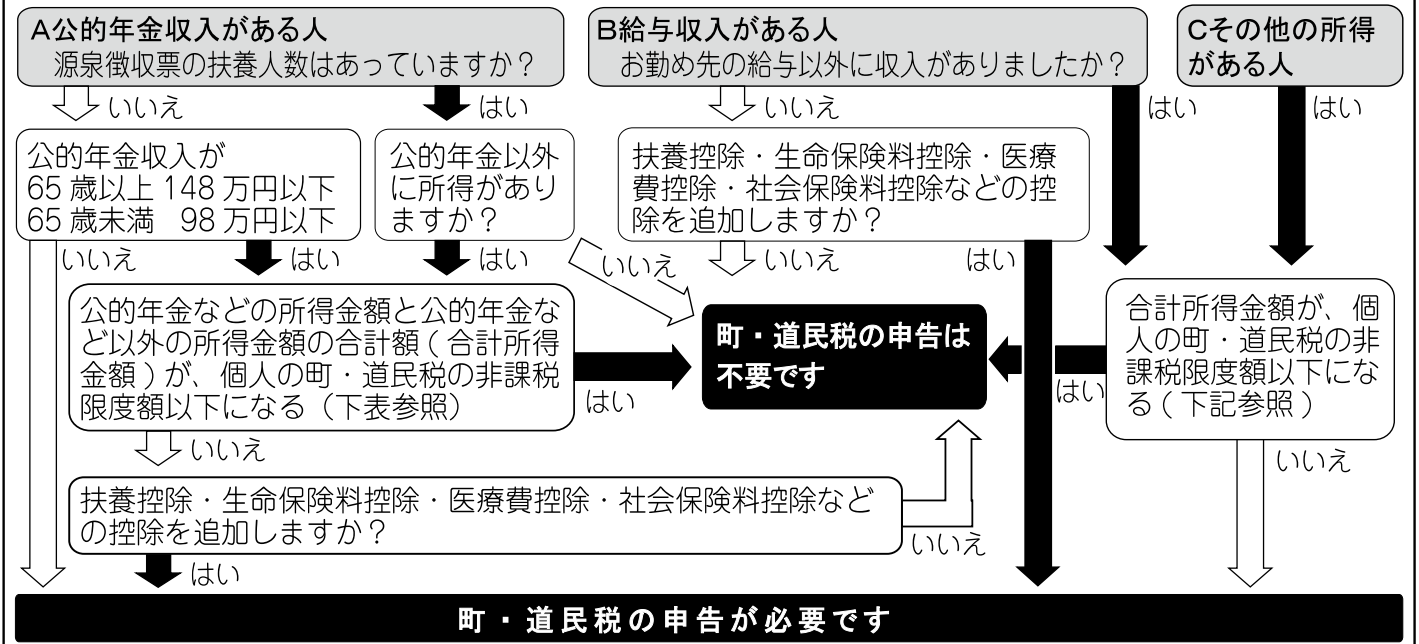
はい ↓

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか?

はい →

いいえ ↓

どのような収入状況がありましたか? 次のA~Cからお選びください。



## ☆ 所得税等の確定申告が必要な人

- ① 公的年金などの収入金額のほかに 20 万円を超える所得がある人、年金収入金額が 400 万円を超える人や事業所得、不動産所得などがあり、所得税等の納税額がある人 { 公的年金などの収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が 20 万円以下の場合、確定申告不要 (ただし、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者は申告必要) ですが、町・道民税の申告が必要な場合があります }
- ② 年末調整した給与以外の所得が 20 万円を超える人
- ③ 給与を 2 か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が 20 万円を超える人
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする人
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に損失を繰り越したい人 …… など

## 個人の町・道民税の非課税限度額

本人と扶養親族等の合計人数	65 歳以上の人 (昭和 32 年 1 月 1 日以前生まれ)		65 歳未満の人 (昭和 32 年 1 月 2 日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計 (合計所得金額)	公的年金等の収入のみの場合 (収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計 (合計所得金額)	公的年金等の収入のみの場合 (収入金額)
1 人	38 万円	148 万円	38 万円	98 万円
2 人	83 万円	193 万円	83 万円	147 万 3,334 円
3 人	111 万円	221 万円	111 万円	184 万 6,667 円

(注 1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、同一生計配偶者、本人の合計人数です。

本人と扶養親族等の合計人数が 4 人以上の場合は、税務住民課までお問い合わせください。

(注 2) 障がい者、未成年者、寡婦又は、ひとり親に該当する人は、非課税限度額の合計所得金額は 135 万円です。